

暴力団のいない小郡市へ

小郡市暴力団等排除条例が平成22年7月1日に施行されました。

福岡県では、暴力団が県民の社会

経済活動に介入し、県民や事業者に多大な脅威を与えている状況にあることから、全国初となる暴力団を排除するための総合的な条例（福岡県暴力団排除条例）が制定されました。このことを受け、本市においても、

市民・行政・警察が一体となって暴力団等の排除を推進していくため、

「小郡市暴力団等排除条例」を制定することとしました。

（１）条例の目的

この条例は、市と市民等が相互に連携・協力を図りながら暴力団等の排除を推進し、安全で平穏な社会生活確保することを目的とし、

○市の暴力団等の排除に関する基本理念

○市、市民および事業者の果たすべき役割

○暴力団等の排除に関する基本施策

○暴力団等への利益の供与の禁止等について定めています。

（２）条例の主な内容

【市の責務】

市は市民と事業者の協力を得るとともに支援を行うほか、県および暴力団員等の不当行為の防止を目的とする団体との連携を図り、暴力団排除の施策を総合的に推進します。

【市民等の責務】

市民や事業者は、暴力団等の排除活動に自主的に連携・協力を図って取り組み、市の暴力団排除活動施策に協力することのほか、市や警察署へ情報を提供するように努めるものとします。

暴力追放!



【市の事務または事業での措置】

公共工事などの市の事業において、暴力団等または暴力団員と密接な関係を有する者を市の入札に参加させないなどの措置を講ずることを定めています。

【市の教育における措置】

市の教育においては、「中学校では、生徒が暴力団等の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団等による犯罪の被害を受けないための措置を行うこと」や、「市内に所在する学校又は青少年の育成に携わる個人・団体等に対して、情報の提供など必要な支援を行うこと」を定めています。



【暴力団等の威力の利用の禁止】

市または市民等は、債権の回収や紛争の解決等に暴力団等を利用したり、暴力団等と関係があることを認識させて相手を威圧する等、暴力団等の威力を利用することを禁止しています。

【暴力団等への利益供与の禁止】

市または市民等は、暴力団等や指定した者に対する金品等財産上の利益を供与することを禁止しています。

排除条例施行に伴う協力



本条例の施行に伴い、警察との連携を強化するため、市と福岡県警（小郡署）との間で協定書の調印式が行われました。

●問い合わせ先

総務課協働推進係

☎ 72・2111 内線 244